

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成24年1月19日(2012.1.19)

【公表番号】特表2008-516612(P2008-516612A)

【公表日】平成20年5月22日(2008.5.22)

【年通号数】公開・登録公報2008-020

【出願番号】特願2007-537034(P2007-537034)

【国際特許分類】

C 12 N 15/09 (2006.01)

C 12 Q 1/68 (2006.01)

【F I】

C 12 N 15/00 Z N A A

C 12 Q 1/68 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年11月24日(2011.11.24)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

本発明のさらなる他の態様は、低温検出ステップを用いたLATE-PCR反応の反応産物を検出するための均質方法である。ある実施形態は、反応混合物に本発明の少なくとも一つのアレル識別型プローブ、すなわち、非特許文献8に記載された一般的なタイプの消光された二本鎖プローブを包含することを含む。ただし、プローブが低温(低温T<sub>m</sub>、又は超低温T<sub>m</sub>)ターゲット特異的プローブである場合、及び好ましくはSYBR Goldのようなプローブ

ターゲットのハイブリッドにインターラートするDNA蛍光色素を励起することで間接的に励起される場合は除かれる。他の実施形態は、消光低温プローブである場合を除いて、反応混合物に本発明の少なくとも一つの間接励起性ミスマッチ寛容性プローブ、すなわち、Lee及びFurstによる特許文献15に記載されたタイプの一般に消光性の一本鎖プローブを包含することを含む。これらの様々な方法は、LATE-PCR増幅の低温検出ステップ中で色素を励起すること、及びターゲット一本鎖配列を測定できるようにするためにこれらの条件下でプローブからの蛍光を検出することを含んでいる。特殊な実施形態として、反応混合物の温度がプローブの融解温度を超えている間、好ましくは、PCRサイクルの伸長ステップ中、又はその終点で色素蛍光を検出することによって、反応混合物中の二本鎖産物の総量を測定することをさらに含んでいてもよい。ある好ましい方法は、プローブシグナル対色素シグナルの比を算出することを含む。複製サンプルの場合には、かかる比は、PCR増幅において生じることが知られる複製サンプル間の増幅収率の差異を補正する。